

東京航空局 同時発表

令和元年8月20日
航空局航空機安全課
東京航空局

株式会社ジャムコに対する業務改善命令について

株式会社ジャムコによる航空機用内装品の製造において、不適切な事案が確認されたことから、東京航空局は、本日付けで同社に対して航空法に基づく業務改善命令を行い、再発防止策等について報告するよう指示しました。

1. 経緯

東京航空局が、株式会社ジャムコの航空機内装品・機器事業本部（航空機用内装品の製造に係る認定事業場）に対し、航空法第134条に基づき立入検査（平成31年1月23日～25日、2月13日、14日、3月12日～14日、4月16日、令和元年5月14日～16日、7月17日、18日）及び報告徴収を実施したところ、航空機用内装品の製造において、以下のような不適切な事案が確認されました。

- ・ 外注部門が委託先担当者の複製印鑑を保有し、委託先が納品時に現品に添付する部品票に押印漏れがあった場合に代印していた事案及び誤記修正が必要な場合に部品票をジャムコが再発行してこれに代印していた事案
- ・ 製造委託した部品の検査を、適切な社内資格を有する検査員ではなく、資格を有さない者が実施していた事案

2. 要因・背景

要因・背景として、事業拡大、業務の増加に対応した検査員の育成・増員が適切に行われないうまま納期を優先したこと、現場において安全意識やコンプライアンス意識が働かなかったことが、会社から報告されています。

また、当該事案については、認定事業場として必要な安全管理システムが十分に機能していなかったことも認められました。

3. ジャムコに対する業務改善命令

これを受け、本日、航空法第20条第5項の規定に基づき、同社に対し、出荷品の安全性の検証、不適切事案の要因・背景の分析を実施するとともに、具体的な再発防止策を講じた上で報告することを指示する業務改善命令を行いました。

添付資料：株式会社ジャムコに対する業務改善命令文書

<問い合わせ先>

○処分に関すること

東京航空局 安全統括室 航空機検査官 担当 野村、東晶
TEL：03-5275-9325（直通） FAX：03-5216-5571

○認定事業場制度に関すること

航空局 安全部 航空機安全課 担当 小松、長谷
TEL：03-5253-8111（内線：50213、50202）03-5253-8735（直通）FAX：03-5253-1661